

大学等における新年度の授業の実施に関する意見書（案）

令和2年度における大学等の授業については、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に社会全体が直面する中、多くの大学等が学生の学びを止めないことを目標に掲げ、遠隔授業等様々な工夫が講じられてきた。

一方で、大学等の教育において、豊かな人間性を涵養するためには学生同士や学生と教職員の間の人的な交流が行われること等も重要な要素である。

国においては、この趣旨を実現するため各般の措置を講じていただいているところであるが、新年度を迎えるに当たり、下記事項に取り組むよう改めて各大学等に対して働きかけられたい。

記

令和3年度における大学等の授業の実施に当たっては、十分な感染対策を講じた上で、対面授業の実施について適切に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日

様

和歌山県議会議長 岸本 健  
(提出者)  
藤山 将材  
長坂 隆司  
奥村 規子  
多田 純一

(意見書提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣